

○指定自動車教習所職員等講習実施要領

平成13年 1 月 25 日

埼例規第 3 号・免

警 察 本 部 長

指定自動車教習所職員等講習実施要領の制定について（例規通達）

指定自動車教習所職員等講習に関する規程（平成13年埼玉県公安委員会規程第3号）の制定に伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成13年1月25日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

指定自動車教習所職員等講習実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指定自動車教習所職員等講習に関する規程（平成13年埼玉県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）第3条に基づき、指定自動車教習所職員等講習（以下「講習」という。）の実施方法その他必要な事項を定めるものとする。

(講習計画の作成)

第2条 交通部運転免許本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、規程第4条第1項の規定により講習を委託する一般社団法人又は一般財団法人その他の者（以下「受託者」という。）に対し、各年度ごとの講習計画を策定させるものとする。

2 前項の講習計画に係る具体的な講習科目、内容等については、指定自動車教習所職員等講習の講習科目及び講習時間割基準（別表）に基づくものとする。

一部改正〔平成20年第3307号、22年第770号〕

(講習の通知)

第3条 講習を行う旨の通知は、指定自動車教習所職員講習通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の10）を、指定自動車教習所職員等に送付して行い、同通知書により受講予定日を指定するものとする。

2 講習通知書は、指定する受講予定日のおおむね20日前までに到着するように送付するものとする。

(指導監督)

第4条 運転免許課長は、受託者に対し、講習を行うために必要かつ適切な能力を有する講師を選任するように指導するものとする。

第5条 運転免許課長は、講習の実施状況について調査を行うとともに、関係者から報告を求めた上、必要な指導監督を行うものとする。

(受託者との連絡協調)

第6条 運転免許課長は、講習の円滑な運営について、受託者と緊密な連携を図るものとする。

(受講証明書)

第7条 運転免許課長は、講習を受講した者からの申出により、指定自動車教習所職員等講習の修了証書（別記様式第1号）を交付するものとする。

(実施結果の報告)

第8条 運転免許課長は、受託者に対し、指定自動車教習所職員等講習実施報告書（別記様式第2号）及び指定自動車教習所職員等講習受講者名簿（別記様式第3号）により、講習終了後速やかに講習実施結果を報告させるものとする。

実施日

この例規通達は、平成13年1月25日から実施する。

実施日（平成20年11月28日務第3307号）

この通達は、平成20年12月1日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

【別表及び別記様式省略】